

## 〔研究ノート〕

# 保存していることを発信すること

——石塚古墳群から考える遺跡の保存について——

和 泉 大 樹

### 要 旨

本稿では、大阪府南河内郡河南町に所在する石塚古墳群を事例として取り上げて、遺跡の保存措置のあり方について整理した。

その結果、たとえ実物を見ることができなくても、その位置や概要が視認可能な状態で保存された場合は、所謂、「記録保存」とは異なり、地域住民などもその存在を日常で認識できることから、地域特性の理解や文化観光などの観光資源としての活用推進にもつながる可能性が考えられた。すなわち、「保存していることを発信すること」について、一考の価値があることが推測された。

キーワード：遺跡、保存、記録保存、活用、発信

## 1 はじめに

本稿は、遺跡の保存措置のあり方について、考えるところを整理したノートである。

「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの」<sup>1)</sup>は、「記念物」と類別される文化財である。

このうち、「重要なものについては、史跡、名勝又は天然記念物」<sup>2)</sup>として指定される。

遺跡の場合、史跡に指定されると、保存するためにさまざまな措置が講じられ、その本質的価値を次世代へ伝えるための努力がなされるとともに、現代社会の中で活かすべくその整備・活用が計画・実施されることになる。

ところで、この史跡の保存・整備・活用は、全国各地で実践されており、「史跡公園」などとして、度々、目にするところである。

その一方で、史跡に指定されずとも、現地で保存がなされ、その地の歴史的来歴を今日に伝える遺跡もある。

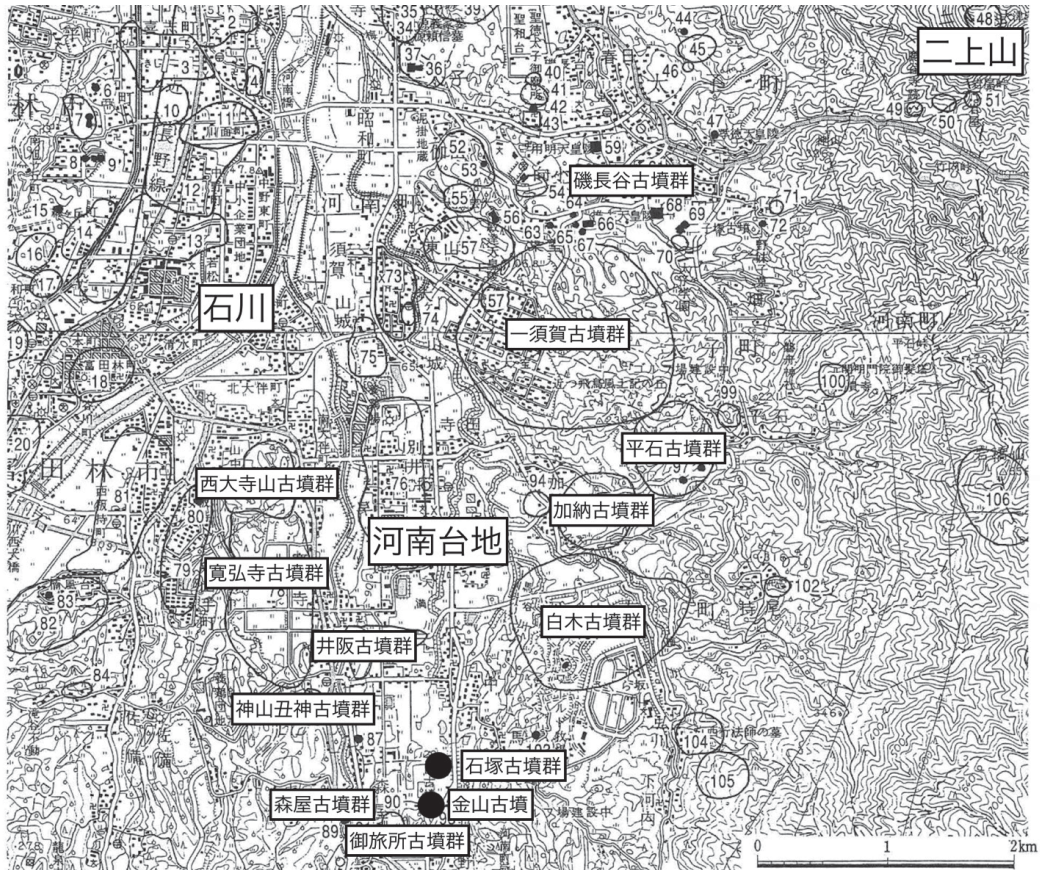
本稿では、このような遺跡を取り上げ、保存措置のあり方について整理してみたい。

なお、ここでは、筆者が大阪府南東部の南河内地域をフィールドに、史跡整備に関する調査を行っていた際に調査した石塚古墳群を事例として取り上げることとする。

## 2 石塚古墳群をとりまく歴史的環境

ここでは、石塚古墳群をとりまく歴史的環境について確認しておきたい。

石塚古墳群は、文化遺産の宝庫である大阪府の南東部、南河内と呼ばれる地域に所在する河南町に見られる古墳群である。



出所) 河南町教育委員会「東山遺跡周辺遺跡分布図」『河南町文化財調査報告第2冊 大阪芸術大学グラウンド等造成に伴う 東山遺跡発掘調査報告書』1998年 4 ページに加筆  
 ※古墳群などのおおよその位置を示すことを意図して、その名称などを加筆した(四角囲い)

図1 石塚古墳群の周辺に所在する古墳群等位置図

河南町は、北側・西側・南側は大阪府太子町・富田林市・千早赤阪村と、また、東側は奈良県葛城市・御所市と接している。市域の面積は、25.26km<sup>2</sup>を測り、金剛・葛城山脈に連なる山地部と河南台地と呼ばれる台地部からなっている。

なお、山地部については、金剛生駒紀泉国定公園の指定域を含んでいる。人口は15,718人(2020年10月1日現在)を数える<sup>3)</sup>。

河南町には、古代・中世・近世、各々の時代の歴史的痕跡が認められるが、ここでは、事例として取り上げる石塚古墳群の該当時期である

古墳時代の歴史的環境について確認しておく。

石塚古墳群の周辺には、古墳時代の集落遺跡が複数確認されている。隣接する芹生谷遺跡、南西方向に位置する御旅所遺跡・大森遺跡、北西方向に位置する神山遺跡・神山丑神遺跡などの遺跡である。芹生谷遺跡からは、古墳時代の竪穴建物や掘立柱建物が確認されている。御旅所遺跡からは竪穴建物や5世紀末頃の韓式系土器が出土している。神山遺跡からは、古墳時代中期の竪穴建物が確認されているが、西側丘陵上に展開する「寛弘寺古墳群(ツギノ木山支群)を出現させた集団に関わる」<sup>4)</sup>可能性や「初期



写真1 石塚古墳群 2号墳 (筆者撮影)

須恵器・韓式系土器・製塩土器なども発見されており、須恵器生産に関わる渡来人をも含む可能性<sup>5)</sup>が指摘されている。また、神山丑神遺跡からは、古墳時代後期の竪穴建物や掘立柱建物が確認されている。このように、古墳時代の人々の生活痕が数多く確認されている。

石塚古墳群の周辺には、集落遺跡だけでなく、古墳も数多く確認されている。【図1】

石塚古墳から約600m南の位置、河南台地の奥部には金山古墳がある。金山古墳は、6世紀末から7世紀初頭の時期の古墳で、南北に並ぶ大小2つの円丘を合わせた双円墳という全国的にも珍しい形状をした古墳であることから、早い段階で研究者に着目されていた。古墳北丘は2段、南丘は3段に築かれ、周濠がめぐる。北丘には、長さ約10mの開口した横穴式石室があり、2基の二上凝灰岩製の家形石棺がおさめられている。平成3(1991)年2月15日に国史跡の指定を受け、平成4(1992)年から平成6(1994)年にかけて史跡整備を行い、平成7(1995)年に史跡公園としてオープンしている。

また、南西方向に御旅所古墳群や森屋古墳群が、北西方向には、神山丑神古墳群や寛弘寺古

墳群が所在する。寛弘寺古墳群は、4世紀中頃から7世紀後半にかけて90基以上の古墳が築かれ続けた群集墳である。直径約29mを測る円墳である4号墳、方形の造り出しを持ち円筒埴輪列がめぐり、船形埴輪が出土している5号墳、方墳である6号墳、横穴式石室をもつ円墳である7号墳の4基の古墳は寛弘寺古墳公園として、現地において保存・整備がなされている。

約3km、北東方向に位置する平石谷には、6世紀末から7世紀前半に築かれた加納・平石古墳群があり、その北側の丘陵には、渡来形氏族との関係が考えられている6世紀初から7世紀前半にかけて築かれ続けた一須賀古墳群が所在する。

さらに北側、太子町には皇族の陵墓が集中することから、「王陵の谷」とも呼称される磯長谷古墳群があり、敏達天皇陵・用明天皇陵・推古天皇陵・孝徳天皇陵・聖徳太子墓などの天皇陵や、近年、史跡指定がなされた東西の墳丘に石棺をもつ石室を備えた特異な形状の二子塚古墳などが所在する。

以上のように、石塚古墳群の周辺には、極めて多くの古墳時代の集落や古墳群の存在が認め

られ、このことは河南町の歴史的特徴として捉えられることが可能である。

### 3 石塚古墳群とその保存

大阪府南河内郡河南町大字中において、大型商業施設の建設が予定されたため、河南町教育委員会は、確認調査・試掘調査を実施した。その結果に基づき、平成24(2012)年7月12日から10月31日の期間、建設予定地において発掘調査(本調査)を実施した。

その結果、古墳時代後期の古墳4基を検出した。これらのうち、1号墳は、墳丘・石室ともに後世の削平が著しく不明瞭な点が多いが、2～4号墳は12m前後の円墳とその墳形が推定されている。主体部は横穴式石室で、各々類似した構造を有し、床面から須恵器・土師器・鉄製品・玉類などが出土している。

そして、上記した2～4号墳は、事業者の好意により現地保存がなされている。埋め戻しの方法に関しては、「石室内部に掘削土を充填・転圧を数度繰り返す」<sup>6)</sup>を行い、埋め戻しには、「掘削土を用いることでできるだけ調査前の環境を保ち、土や石材の落ち込みを防ぐことを重視」<sup>7)</sup>して、実施された。

結果的に、2～4号墳の石室の位置は、大型商業施設の駐車場における緑地となり、説明板が設置されている。【写真1】

### 4 石塚古墳群から考える現地保存

石塚古墳群は、本来ならば、発掘調査の後に大型商業施設の建設工事により、破壊される運命にあった遺跡である。所謂、「記録保存」の措置が取られる遺跡であった。

あらためて、ここで、「記録保存」の措置を確認しておきたい<sup>8)</sup>。

我が国では、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲内で土木工事などの開発事業を行う場合には、事業者から届出がなされることになる。

そして、自治体などは、「発掘調査(事前調

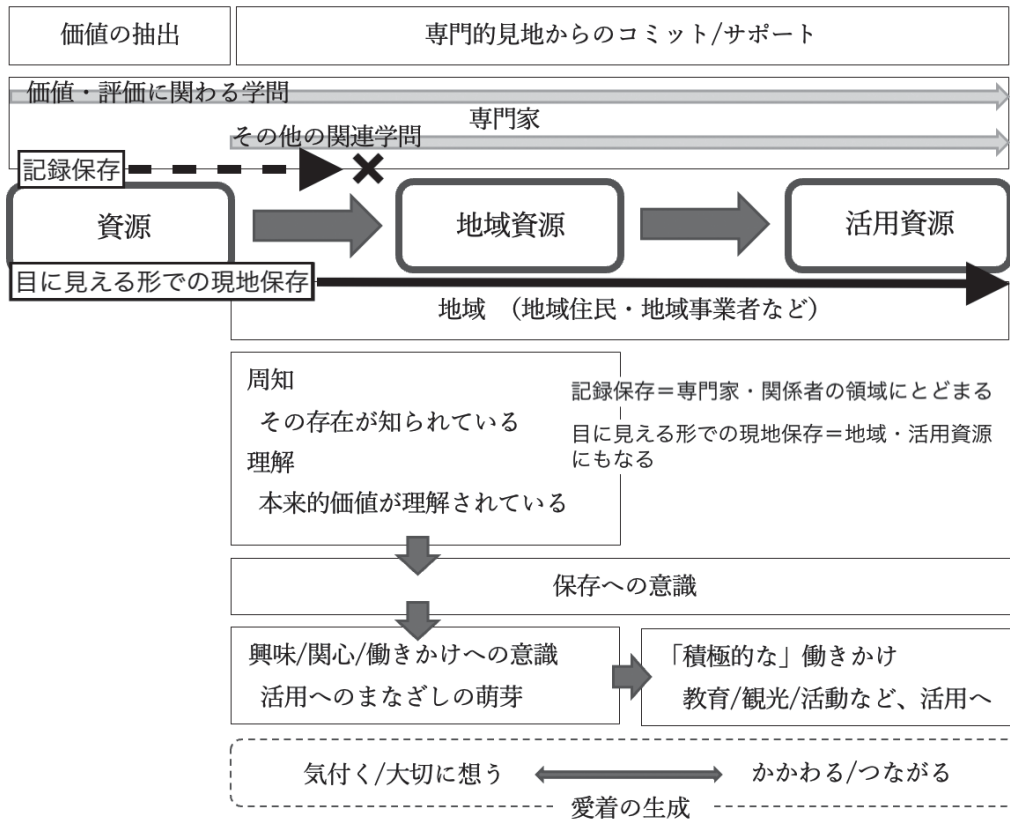
査)」を行い、「埋蔵文化財(遺跡)」が検出された場合には、「埋蔵文化財(遺跡)」が保存できるかどうか協議される。もしも、「埋蔵文化財(遺跡)」を現状のまま保存できない場合には「発掘調査(本調査)」を行い、「埋蔵文化財(遺跡)」の記録を画像データや図面で残し、『報告書』という形で公にする。これが、「記録保存」の措置である。

注意すべきは、「保存」という文言が付されてはいるものの、あくまでも「記録」の「保存」であり、工事そのものは着工されるため、「埋蔵文化財(遺跡)」は破壊されることになるという点である。石塚古墳群においても、本来的には工事着工により破壊される運命にあったのであるが、事業者の好意により、現地にてそのまま保存がなされ、その位置を緑地として際立たせ、説明板が設置されたのである。

そして、このように目にとまる形で現地保存がなされたことは、我が国の遺跡の保存・活用のプロセスから考えると、極めて大きな意味があると考えられる。

【図2】は、遺跡の活用プロセスにおける「記録保存」と「目に見える形での現地保存」の異なりを図示したものである。

遺跡は、「専門家」など一部の関係者が価値を見出した「資源」から、地域住民など日常の暮らしの中で関わる人々に理解されて「地域資源」となり、地域住民などが積極的に活用しようと働きかけて「活用資源」になる<sup>9)</sup>。このように遺跡は、人が関わることにより、資源としての様体を変化させることを想定している。このような様態変化には、大きく「専門家」と「地域(地域住民など)」と「文化財行政担当者」の3者が関わる必要があると考えている。まず、「専門家」により、遺跡の本質的価値の抽出、すなわち、次世代へ伝えなければならない価値が見出されたことを出発点に、「文化財行政担当者」は、この「専門家」の見解を「地域」に伝えることになる。そして、「地域」において理解が進む中、保存への意識が高まり、働きかけへの意識が芽生え、積極的な働きかけである活用に



出所) 和泉大樹「観光という観点から遺跡を研究してみてわかったこと」『2023年度日本遺跡学会大会』口頭発表資料2024の図「アクターから考える遺跡の活用に関する理想的なプロセス試案」に加筆  
 ※「記録保存」・「目に見える形での現地保存」などを加筆した。

図2 遺跡の活用プロセスにおける「記録保存」と「目に見える形での現地保存」の異なり

つながることが理想ではないかと考えたものである。

先に見た「記録保存」であるが、この措置は、「地域」にまで知られることはなく、「専門家」や「文化財行政担当者」の領域にとどまることになる。ところが、石塚古墳群のように、目に見える形で現地保存がなされれば、「専門家」や「文化財行政担当者」の領域から「地域」の領域へとその存在認識が広がっていくことになる。

すなわち、発掘調査により得られた記録が、博物館の収蔵庫などで保存され、人目につかないという状態から、地域が認識できる状態で実物が保存されているということになる。

そして、このことを大きく考えるならば、「保存」していることを「発信する」ということになり、何らかの活用につながる可能性も見出せるのではないかと考えられるのである。

## 5 まとめ

以上、石塚古墳群を事例として取り上げ、遺跡の保存措置のあり方について整理した。

「記録保存」の措置が取られた遺跡の多くは、地域住民などの目にはとまらない。このような現状にあって、石塚古墳群の保存のあり方は、地域の目にとまる保存方法と言える。

もちろん、すべての遺跡でこのような措置を取ることができる訳ではないので、ある程度の選定は是非が無い。先に記したように、河南町は古墳王国と言って良いほど、その数が多く、我が国の古墳文化を考えるにあたって重要な地域であることは瞭然である。このような地域特性を勘案すれば、この地における石塚古墳群の保存のあり方は、理に適っていると考えられる。すなわち、地域特性などを踏まえて、地域ごとに、その保存措置について検討することに意義があると考えられる。

近年、各地で取り組まれている文化観光という観点からは、どうしても活用に議論のスポットが照射される傾向にあるが、その保存についても、活用につながる可能性という観点も含めて議論がなされるべきであろう。

### 献辞

田上博司先生、どうぞこれからも健やかに。  
そして、後進をお導きください。

### 注

- 1) 文化財保護法 第二条四
- 2) 文化財保護法 第九九条
- 3) 河南町HP『令和4年度版河南町統計リーフレット』より  
<https://www.town.kanan.osaka.jp/material/files/group/2/reiwa4nenndobantoukeirihuretto.pdf>  
(アクセス日：2024.03.26.)
- 4) 西川寿勝「第1章位置と環境 第1節歴史的環境」『芹生谷遺跡Ⅳ』大阪府教育委員会, 2014年, 1ページ

- 5) 前掲注4)
- 6) 向井妙「第1章 調査の経緯と経過」『河南町文化財調査報告第4冊 芹生谷遺跡・石塚古墳群 スーパーセンターオークワ河南店建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査』河南町教育委員会, 2015年, 9ページ
- 7) 前掲注6)
- 8) 下記のとおり、筆者は、これまでも遺跡の「記録保存」について取り上げたことがある。
  - ①和泉大樹「『観光』というコンテキストにおける「記録保存」の措置を取られた「埋蔵文化財」に関するアプローチ—「記録保存」から「記憶保存」へ—」『阪南論集』人文・社会科学編第51巻第2号 阪南大学学会, 2016年, 93-103ページ
  - ②和泉大樹「遺跡に関する覚書—地域と記録保存—」『阪南論集』人文・自然科学編第58巻第1号 阪南大学学会, 2022年, 71-76ページ
 ①では、観光という観点からは「記録保存」がなされた遺跡についても有効に機能するものがあることを論じた。また、②では、地域という観点からの「記録保存」の再考の可能性について論じたが、本稿は、これらの延長線上に位置付けられるものであり、②を補強するものである。
- 9) この考え方は、所謂、資源論のそれとは異なる。森重昌之氏のご教示によれば、筆者の言う「地域資源」は、資源論における「資源」に該当するという。

### 参考文献

- 河南町HP『歴史・史跡』  
[https://www.town.kanan.osaka.jp/kanko\\_bunka\\_sports/rekishibunka/2/index.html](https://www.town.kanan.osaka.jp/kanko_bunka_sports/rekishibunka/2/index.html)  
(アクセス日：2024.03.26.)
- 河南町教育委員会『河南町文化財調査報告第4冊 芹生谷遺跡・石塚古墳群 スーパーセンターオークワ河南店建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査』2015年